



2012年2月8日

各 位

会 社 名 旭硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 石村和彦
(コード番号 5201 東証第1部)
問合せ先 広報・IR室長 上田敏裕
(TEL. 03-3218-5603)

通常型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、2012年2月8日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、2012年3月29日開催予定の第87回定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的とするストックオプション制度を実施するため、特に有利な条件で新株予約権を発行するものであります。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、本新株予約権については無償で発行することとし、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額については、新株予約権発行時の当社普通株式の時価を基準としております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち、取締役会決議によって定める者。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式330,000株を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1,000株とする。なお、株主総会における決議日（以下、「決議日」という。）以後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同様。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割（又は株式併合）の比率

また、上記のほか、決議日以後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の数の上限

新株予約権 330 個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の翌日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値を行使価額とする。

なお、割当日以後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

また、割当日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株の発行又は自己株式の処分が、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日より3年を経過した日から、6年間とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（5）で

定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（７）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

上記（９）に準じて決定する。

（１１）新株予約権の行使により生じる１株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１２）新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできない。

②新株予約権の割当を受けた者（以下、「対象者」という。）は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

③対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

⑤その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

（注）上記の内容については、２０１２年３月２９日開催予定の第８７回定時株主総会において「当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上